

## 鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関認証要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉・保健サービス評価事業について、評価機関の認証に関し必要な事項を定めることにより、評価機関及び評価の信頼性の確保に資することを目的とする。

## (評価区分)

第2条 この要綱に基づいて認証された評価機関は、次の各号に掲げる区分ごとに評価を行うことができるものとする。

## (1) 福祉サービス第三者評価(次に掲げる通知に基づく評価)

- ア 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について(平成30年3月26日付子発0326第10号、社援発0326第7号、老発0326第7号厚生労働省子ども家庭局長ほか2局長通知)
- イ 「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」(令和2年3月31日付障発0331第4号、社援発0331第17号厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- ウ 「保育所における第三者評価の改訂について」(令和2年4月1日付子発0331第11号、社援発0331第34号厚生労働省子ども家庭局長ほか1局長通知)
- エ 「児童館における第三者評価基準ガイドラインの全部改正について」(令和2年9月3日付子発0903第13号、社援発0903第5号厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知)
- オ 「放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて」(令和3年3月29日付子発0329第8号、社援発0329第36号厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知)
- カ 「婦人保護施設版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」(平成18年6月13日付雇児福発第0613002号、社援基発第0613001号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長ほか1課長通知)
- キ 「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」(平成30年3月30日付子発0330第8号、社援発0330第42号厚生労働省子ども家庭局長ほか1局長通知)
- ク 「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」(令和2年3月31日付老発0331第9号、社援発0331第18号厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)
- ケ 「救護施設における第三者評価の実施について」(平成30年9月20日付社援発0920第1号厚生労働省社会・援護局長通知)

## (2) 地域密着型サービス外部評価(「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について)(平成18年10月17日付老計発第1017001号(最終改正平成21年3月27日付老計発第0327001号)厚生労働省老健局計画課長通知)に基づく評価)

ただし、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能居宅介護」を除く。

## (認証要件)

第3条 評価機関の認証要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 申請法人が、社会福祉法及び介護保険法に規定する福祉・保健サービス(社会福祉法第2条第3項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業、同項第13号に規定する連絡又は助成を行う事業及び各種相談事業に係るサービスを除く。以下「福祉・保健サービス」という。)を提供していないこと。
- (3) 申請法人の役員の過半数が、次の各号のいずれにも該当しないこと。
  - ア 福祉・保健サービス提供法人の役員又は福祉・保健サービスを提供する施設若しくは事業所(以下「施設等」という。)の長若しくは管理者であること。ただし、申請法人が、地域福祉の推進を図ることを目的として設立された福祉・保健サービス利用者に係る権利擁護などの公益的な事業を実施している団体であり、公正に評価を実施できると鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会(以下「推進委員会」という。)が認める場合はこの限りでない。
  - イ 地域密着型サービスを提供する施設等の職員であること。(地域密着型サービス外部評価に限る。)

(4) 評価調査者を2名以上委嘱しており、その委嘱は、県が評価区分ごとに公表する評価調査者養成研修修了者名簿に記載されている者の中から行っていること。なお、既に他の評価機関と重ねて委嘱されている者については、当該評価機関の同意を得た上で、委嘱していること。

(5) 次の資料等を整備し、公開していること。

- ア 所属する評価調査者一覧
- イ 評価の内容、手法その他の評価の実施に関する規程
- ウ 倫理及び守秘義務に関する規程
- エ 評価料金表
- オ 評価実績

(6) 評価を受審した施設等からの苦情等への対応体制を整備していること。

(7) 第11条の規定により認証を取り消された法人については、県が決定した再認証の条件を満たしていること。

(8) 認証の更新を行う日の属する年度の前年度から直近3か年度における評価件数(社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。)が10件未満の場合にあっては、当該更新を行う年度内に更新時研修を受講していること。

(認証の申請)

第4条 認証の申請は、第2条に規定する評価区分ごとに、申請書(様式第1号)に必要な資料等を添付して行う。ただし、他の評価区分の申請時に提出した資料等は省略することができる。

(認証)

第5条 県は、前条に基づく申請書を受理したときは、推進委員会により審議を行い、第3条に規定する認証要件を満たす場合には、評価機関を認証する。

2 県は、前項の認証を行うに当たって条件を付することができる。

3 県は、認証すること又は認証しないことを決定するに当たり、申請法人に対し、必要に応じて聞き取りを行い、又は書類の提出を求めることができる。

4 県は、認証すること又は認証しないことを決定したときは、申請法人に対し、その旨を通知する。

(認証の有効期間)

第6条 認証の有効期間は3年間とする。

(認証の更新)

第7条 有効期間満了後引き続き評価機関として認証を受けようとするときは、有効期間満了の日の3月前までに、申請書(様式第2号)に必要な資料等を添付して認証の更新を申請しなければならない。

2 県は、前項の申請があったときは、推進委員会により審議を行い、次に掲げる要件を満たす場合には、これを認証する。

(1) 第3条に規定する認証要件を満たすこと。

(2) 現在の有効期間中に評価の実績を有すること。

(3) 次条の遵守状況等に鑑み適正な評価を行うことができると認められること。

3 第5条第2項から第4項までの規定は、認証の更新について準用する。

(評価機関が遵守すべき事項)

第8条 評価機関が評価を実施するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 評価機関は、評価以外の活動を通じて、評価を受審する施設等(以下「受審施設等」という。)と次に掲げる関係にある場合には、当該受審施設等の評価を行わないこと。

ア 評価機関が、受審施設等又は受審施設等を所管する福祉・保健サービス提供法人の本部(以下「法人本部」という。)若しくは受審施設等以外の施設等(以下「同一法人施設等」という。)に対し、現在若しくは過去1年間に寄付若しくは会計事務委託などを行っている又は現在若しくは過去に経営コンサルタントを行っている。

イ 受審施設等を所管する福祉・保健サービス提供法人が、評価機関に対し、現在又は過去1年間に寄付又は経営コンサルタントなどを行っている。

(2) 評価機関は、評価機関の役員が、受審施設等と次に掲げる関係にある場合には、当該受審施設等の評価を行わないこと。なお、役員以外の会員及び顧問等については、この限りでない。

ア 評価機関の役員が、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者である。

ただし、推進委員会は、評価機関(第3条第3号アのただし書きに該当する法人に限る。)と福祉・保健サービス提供法人及び施設等の間に利害関係の存するおそれが実質的にないと認められる場合には、評価機関からの申し出により、本文の適用について特例の措置を講ずることができる。

イ 評価機関の役員の所属する福祉・保健サービス提供法人(第3条第3号アのただし書きに該当する法人を除く。)が、次に掲げる区分において、受審施設等と同一のサービスを提供している。

(ア) 高齢者を対象とした福祉・保健サービス

(イ) 障がい者(児)を対象とした福祉・保健サービス

(ウ) (ア)及び(イ)以外を対象とした福祉・保健サービス

ウ 評価機関の役員の4親等以内の者に、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者がいる。

エ 評価機関の役員が、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等に対し、現在又は過去1年間に寄付又は会計事務委託などを行っている。

(3) 評価機関は、所属する評価調査者が、受審施設等と次に掲げる関係にある場合には、当該評価調査者以外の評価調査者により、当該受審施設等の評価を行うこと。

ア 評価調査者が、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者である。

イ 評価調査者が、福祉・保健サービス提供法人の役員又は施設等の長若しくは管理者であって、かつ次に掲げる関係にある。

(ア) 評価調査者の所属する福祉・保健サービス提供法人(以下「評価調査者所属法人」という。)と受審施設等とがともに高齢者を対象とした福祉・保健サービスを提供している。

(イ) 評価調査者所属法人と受審施設等とがともに障がい者(児)を対象とした福祉・保健サービスを提供している。

(ウ) 評価調査者所属法人と受審施設等とがともに(ア)及び(イ)以外を対象とした福祉・保健サービスを提供している。

ウ 評価調査者が、地域密着型サービスを提供する施設等の職員である。(地域密着型サービス外部評価に限る。)

エ 評価調査者の4親等以内の者に、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等の役員、職員又は利用者がいる。

オ 評価調査者が、受審施設等又はその法人本部若しくは同一法人施設等に対し、現在又は過去1年間に寄付又は会計事務委託などを行っている。

(4) 評価機関は、所属する評価調査者に、受審施設等と次に掲げる関係にある者がいる場合(前号イに掲げる場合を除く。)には、受審施設等に対する当該評価調査者の派遣人数を1名以内とすること。

ア 評価調査者所属法人と受審施設等とがともに高齢者を対象とした福祉・保健サービスを提供している。

イ 評価調査者所属法人と受審施設等とがともに障がい者(児)を対象とした福祉・保健サービスを提供している。

ウ 評価調査者所属法人と受審施設等とがともにア及びイ以外を対象とした福祉・保健サービスを提供している。

(5) 評価は、県が別に定める鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関事務取扱要領に基づいて行うこと。

(6) 同一施設等を連続して評価する場合には、評価調査者のうち少なくとも半数以上は連続にならないようにすること。

(7) 事業の透明性を確保するため、次の各号に掲げる事項を、自己の管理するホームページに掲載すること。

ア 評価機関として認証された日及び番号

イ 実施する評価の種類

ウ 第3条第5号に掲げる資料等

(8) 役員、評価調査者及び事務局職員は、評価を実施する上で知り得た情報を、漏えいしてはならない。

(認証内容の変更)

第9条 認証を受けた評価機関は、申請書の記載事項又は添付書類の内容に変更が生じた場合は、変更の事由が発生した日から30日以内に、認証内容変更届(様式第3号)に必要な書類を添付し、県に届け出なければならない。

(認証の辞退)

第10条 認証を受けた評価機関は、認証の有効期間中であっても、認証辞退申請書(様式第4号)を県に提出し、認証を辞退することができる。

(認証の取消)

第11条 県は、認証した評価機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、推進委員会の審議を経て、認証の取消しを行うことができる。

- (1) 第3条に規定する認証要件のいずれかが欠けた場合
- (2) 第5条第2項に規定する認証の条件を満たさない場合
- (3) 過去3年間評価実績がない場合
- (4) 第8条に規定する事項が遵守されない場合
- (5) 評価の信頼性を損なうおそれのある行為を行う等評価機関としてふさわしくないと判断した場合
- (6) 前条に規定する辞退申請書が提出された場合

2 県は、前項の規定に基づき評価機関の認証を取り消したときは、当該評価機関に対し、その旨を通知する。

(調査・報告)

第12条 県は、評価の適正な実施を目的として、適宜、評価機関及び評価の状況について調査を行い、又は評価機関に対し報告を求めることができる。

2 評価機関は、前項の調査に協力しなければならない。

(その他)

第13条 県は、この要綱に定めるもののほか、認証を行うに当たり必要な事項について、推進委員会の審議を経て、決定する。

附 則 以下省略